

【事案2】 車検切れ公用車（建築住宅課）の使用について

建築住宅課が管理する公用車1台について、車検の有効期間が満了していたにもかかわらず、運行していたことが判明しました。

さらに、当該車両の使用を中止した後、車検整備を受けるため、公道を走行していたことが判明しました。

1. 事案確認日

令和6年9月7日（土）

2. 判明した経緯

事案1を受けて令和6年9月7日に実施した一斉調査において、令和6年8月15日に建築住宅課職員が車検ステッカーを確認して、当該車両が令和6年8月6日に車検の有効期間が満了していたため、直ちに使用を中止し、必要な検査を受けていた旨の報告があり、車検整備を受けるために、令和6年8月21日に車検が満了した当該車両で公道を走行していたことが判明しました。

3. 車検の有効期間満了後の使用状況

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1) 有効期間満了日 | 令和6年8月6日 |
| 2) 使用期間 | 令和6年8月7日～8月15日及び8月21日 |
| 3) 使用日数及び回数 | 7日 のべ23回 |
| 4) 運転実人数 | 2人 |
| 5) 走行距離 | 記録なし（作業日報のみの運用） |

4. 原因

車検の有効期間満了日の確認不足、及び職員の法令遵守の意識不足。

5. 判明後の対応

車検の有効期間が満了していた旨の報告が無かったこと、また、使用を中止していた当該車両の運転に関わった職員に対して、法令遵守について指導を行っています。

なお、本事案は、9月8日に留萌警察署に報告しております。

6. 再発防止策

- 1) 公用車管理規程に基づき、日常点検の際に車検ステッカーの確認を徹底します。
- 2) 車検の有効期間満了日については、運行日誌、キーボックスなどに明示し、公用車使用前に運転者による確認を行うこととします。
- 3) 車両予約システムで、車検の有効期間満了前に、画面上に車検が必要な旨の注意喚起を表示します。
- 4) 自賠責保険の支出業務を行っている総務課において、有効期限が切れる前に、対象となる車両を管理している所管課に対して通知を行う2重チェック体制とします。
- 5) 法令違反が判明した段階で、速やかに報告を行うことを徹底します。
- 6) 車検が切れた車両を運行した場合の危険性や法令遵守について、改めて全職員に周知徹底を図ります。